

平成 30 年 4 月 5 日
県土整備部河川課

公募型土砂撤去制度の運用開始について

岩手県では、河川の土砂堆積箇所において砂利採取を実施する民間業者を公募する「公募型土砂撤去制度」を平成 30 年度から開始します。

本制度における砂利採取に係る河川産出物採取料(※1)は免除とし、河川の流下能力向上と砂利資源の有効活用を図ることで、河川管理者と民間の砂利採取業者の双方にメリットのある取組みを推進しようとするものです。

※1 河川流水占用料等徴収条例第 2 条（別表第 4）に規定される、河川法第 25 条の土石等の採取の許可を受けた者が納付する採取料（例、切り込み砂利 1 m³までごとに 120 円）

1 公募型土砂撤去制度の目的

河川における土砂の堆積が進行すると、河道を狭め水害を誘発する危険性が高まるため、土砂堆積箇所における砂利採取を公募により促進することで、効率的に水害リスクの軽減につなげるとともに、砂利資源の有効活用を図るものです。

2 公募型土砂撤去制度の概要

公募により決定した撤去予定者は、必要な許認可(※2)を受けた上で、あらかじめ河川管理者が指定した箇所の砂利採取を実施します。採取実施後は、河川管理者が完了確認を行います。

本制度による土石等の採取に係る河川産出物採取料は免除となります。

その他概要については、別紙を御参照ください。

※2 河川法第 20 条の河川管理者以外の者の施行する工事等の承認、同法第 25 条の土石等の採取許可及び砂利採取法第 16 条の採取計画の認可

3 実施時期・公募方法

平成 30 年 4 月以降、各広域振興局土木部・土木センターにおいて、位置図及び平面図上に公募箇所を示した上、募集要項を順次ホームページに掲載していきます。